

倉敷市立西中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの内容としては、誹謗中傷やからかいなどで、ちょっとした人間関係のもつれが原因で集団の中で孤立するケースが多く、ここ近年ではLINEなどのSNSに起因するトラブルが増えてきた。PTAとも連携し情報モラル教育に取り組み、今後も注意しなければいけない状況である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、人権を侵害する決して許されない行為であることを全教職員が共通理解する。
- ・学校全体の取組を推進するために、いじめ対策委員会には、各学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・生徒のSNS等ネット利用の実態についての調査をもとに、校内研修や保護者も含めた講演会の実施や、生徒への情報モラル教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や互いを認め合える学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談週間と連携を図りながら得られた情報を教職員間で共有して指導にあたる。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・基本方針をホームページに掲載し、いじめ問題への取組について保護者や地域に発信する。
- ・家庭訪問や懇談をはじめ、地区懇談会や学年懇談会など保護者との情報交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会や青少年を育てる会など地域の方々の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ネットでのトラブル事例も含めたPTA対象の情報モラル教室を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・毎月開催(必要に応じて外部委員も参加)

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

別表1

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・岡山県教育委員会 倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ネットパトロールによる監視、指導主事による指導助言

〈学校側の窓口〉

- ・生徒指導主事

〈連携機関名〉

- ・倉敷警察署

- ・健全育成対策室

〈連携の内容〉

- ・非行防止教室の実施や定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの未然防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営や教科指導、生徒指導に関する指導力向上のための研修を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会活動で、ポジティブな行動支援の活動を推進し、適切な行動を増やして、いじめの未然防止に努める。 <p>(集団づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自尊感情を養うなど、ポジティブな行動支援の考え方を生かして、学習指導・生徒指導を行い、学校への適応を高める。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回の生活アンケート(無記名)や学期ごとの生活アンケート(記名)と教育相談や生活ノートを活用して、細かな生活態度の変化を見逃さないように努めることで、いじめの早期発見を図る。 ・全教職員が、日々の生徒の様子をきめ細かに観察するとともに家庭・地域との連携を密にし、積極的に情報収集を行う。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒支援コーディネーターの教員を生徒や保護者に周知するとともに、すべての教職員がきめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを相談できるような体制を整える。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無を確認する。 ・いじめについては、常に組織として対応するものとする。 ・被害生徒への支援と保護者への支援を行う。 ・加害生徒への指導と保護者への助言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導と集団指導を適切に行う。 ・関係機関との連携を図る。

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対応
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の 確認 ○いじめ対策委員会	○学年集会、学級づくりの取組 ・集団づくりプログラムの実施 (学活担当)	○保護者懇談	○発生事案への対応(随時) ○対応手順の共通理解 (対策委員会)
5月	○いじめ対策委員会	○生活アンケート(無記名)		
6月	○職員研修 ○いじめ対策委員会 「いじめについて考える週 間」	○生活アンケート(無記名) ○人権標語	○担任による教育相談 ○学校適応に関する調査の実施	
7月	○学校評議員会 ○いじめ対策委員会	○学年集会 ○非行防止教室 ○生活アンケート(記名)	○保護者懇談 ○いじめの実態把握アンケート (生徒指導部)	○アンケート結果の分析、検討
8月	職員研修(人権教育)			
9月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○生活アンケート(無記名)		
10月	○いじめ対策委員会	○生活アンケート(無記名)		
11月	○いじめ対策委員会	○生活アンケート(無記名)	○担任による教育相談 ○学校適応に関する調査の実施	
12月	○いじめ対策委員会	○校内人権週間に関わる取組 (人権教育) ○学年集会 ○生活アンケート(記名)	○保護者懇談 ○いじめの実態把握アンケート (生徒指導部)	○アンケート結果の分析、検討
1月	○職員会議 ○いじめ対策委員会			
2月	○PTA人権教育講演会 ○学校評議員会 ・一年間の反省の取組 ○いじめ対策委員会	○生活アンケート(無記名)		
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証、 基本方針の修正	○学年集会 ○生活アンケート(記名)	○いじめの実態把握アンケート (生徒指導部)	○アンケート結果の分析、検討

年間を通して行う取組

- ・ 生徒に寄り添い、生活の様子を十分把握するとともに、きめ細かく声かけをすることで、生徒がいつでもいじめについて相談できる体制を整えておく。
- ・ 毎月1回の生活アンケートやいじめ実態把握アンケートの結果をもとに生徒指導部会などで情報の共有を図り、学年に関係なく生徒一人ひとりを正しく理解し、大切に育てる。